

明治後期における佐佐木高行と皇位継承をめぐる構 想

国分, 航士
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/7434575>

出版情報 : 史淵. 163, pp.1-20, 2026-03-19. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :



明治後期における佐佐木高行と皇位継承をめぐる構想

国 分 航 士

はじめに

本稿では、佐佐木高行の「日記」を手掛かりに、明治後期に佐佐木が提起した皇位継承をめぐる構想を考察する。具体的には、明治三〇年代の佐佐木の「日記」（以後、鈎括弧を略す）に記された皇室典範改正案について、関連する事柄を踏まえつつ、紹介を行う。

当該期の佐佐木の日記については、「明治天皇紀」の編修に関与した渡辺幾治郎と深谷博治の旧蔵写本（早稲田大学所蔵）が『佐佐木高行日記——かざしの桜——』^①として翻刻されている。佐佐木の皇室典範改正案は、『佐佐木高行日記』の解題でも言及されており、広く知られている事柄だろう。

たとえば、西川誠は、「明治天皇と血統の点で遠い、しかも猶子などで近さを擬製することもできない皇族が増加」するなか、明治三五（一九〇二）年、佐佐木が、「内親王を皇族に降嫁させて皇族との血の近さを強めるべき

であるという覚書」を、皇室典範改正案を付けて徳大寺実則侍從長に提出したと紹介している^③。皇室典範（旧皇室典範）の成立によって、皇族の養子は認められなくなった（第四二条）^④。そうしたなか、皇族たちは、天皇との関係の再構築が求められたのだった。

ただし、西川は、皇室典範改正案の内容を簡潔に言及したに留まる。その背景として、早稲田大学所蔵分の写本を翻刻した『佐佐木高行日記』は、明治三四年分を欠いており、佐佐木が皇室典範改正案を作成した経緯などが明らかではなかった。また、写本の作成経緯なども検討すべき課題として残されていた。

その一方、平成二二（二〇一〇）年に宮内公文書館が設置され、その後、同館所蔵の「特定歴史公文書等」が利用できるようになり、「明治天皇紀」の編修を行った臨時帝室編修局などに関係する文書群^⑤に含まれる佐佐木の日記も公開された。そのため、明治三四年分などの『佐佐木高行日記』に収録されていない範囲の日記も確認可能となった。

こうした史料状況の変化を受け、各所蔵機関に現存する佐佐木の日記の全体像については、齋藤伸郎が考察を行っており、日記の作成経緯や所蔵状況などの特徴が明らかにされている^⑥。齋藤の整理によれば、宮内公文書館所蔵の佐佐木の日記のうち、本稿が用いる時期の日記が含まれるものは、大きく二系統が存在する。すなわち、津田茂麿の自筆写本と考えられるもの（一四冊、「^⑦⑱宮内十四冊本」）、そして、それらを謄写した「佐々木高行日記抄」の三七分冊以降（一四冊、「^⑧⑰宮内五十冊本」）が該当する^⑨。

さらに、佐佐木の皇室典範改正案は、佐佐木の日記の記述のみならず、「明治天皇御手許書類」（同文書を臨時帝室編修局が採録した「内大臣府文書」）に見ることができ、臨時帝室編修局の作成した写しに依拠するという課題はあるものの、同案は、明治三五年一月に佐佐木が徳大寺実則に提出したものだと考えられる。これは、佐

佐木の日記の記述と合致する。

佐佐木の皇室典範改正案の影響であるかは定かではないものの、実際に、明治天皇の皇女のうち、成人した四人の婚姻相手は、全て男性皇族であった。具体的には、昌子内親王（常宮）は竹田宮恒久王、房子内親王（周宮）は北白川宮成久王、允子内親王（富美宮）は朝香宮鳩彦王、聡子内親王（泰宮）は東久邇宮稔彦王とそれぞれ婚姻している。⁽¹⁰⁾そして、佐佐木は、昌子内親王と房子内親王の養育主任を務めていた。⁽¹¹⁾

明治天皇の皇子のうち、唯一成人した皇太子（嘉仁親王（明宮）、大正天皇）は、明治三三年五月、九条節子（貞明皇后）と婚姻した。二人の間には、明治三四年、裕仁親王（迪宮、昭和天皇）が生まれた。その後、雍仁親王（淳宮、秩父宮）、宣仁親王（光宮、高松宮）、崇仁親王（澄宮、三笠宮）が誕生し、大正天皇の皇子は全員が成人を迎えた。

佐佐木の皇室典範改正案は、男系男子による皇位継承のあり方を変更しようとするものではないものの、男性皇族と女性皇族（特に天皇の皇女）との婚姻を前提に、天皇との女系も含めた血縁の親疎を皇位継承順位の基準に加えるとするものと捉えられる。その背景として、明治天皇の皇孫として裕仁親王が誕生していたとは言え、この時点では、明治天皇の男系男子の系統が途絶えることへの危惧が強かったことが想起される。

佐佐木の日記の記述を踏まえると、明治天皇の皇女の婚姻について、その進展を求めるとともに、特に男性皇族との婚姻に積極的な意義を見出したいという佐佐木の意図を指摘できる。当該期、皇太子妃の選定が問題となっていた。当初、内定していた伏見宮家の禎子女王が健康上の理由から内約を破棄され、旧五摂家出身の九条節子が皇太子妃に内定した。⁽¹²⁾九条家に内約が伝えられたのは、明治三二年七月のことである。⁽¹³⁾その後、前述の通り、皇太子と九条節子は婚姻した。この一連の動きのなかで、浅見雅男が指摘するように、佐佐木は、将来の皇后とな

るべき皇太子妃は皇族の出身であることが望ましいと考えていた⁽¹⁴⁾。

また、佐佐木高行の皇室典範改正案は、こうした明治後期の皇族の婚姻をめぐる問題に加えて、同時代の皇室制度改革の流れとも関わりを有する。明治三二年八月に帝室制度調査局が設置され、皇室制度の再整備が始まり、即位、皇族令、財産、民事訴訟、婚儀葬祭などの調査が行われていた⁽¹⁵⁾。そして、明治三七年一〇月には帝室制度調査局が作成した皇室典範増補案が上奏され、明治四〇年二月には皇室典範増補が公布されている。この皇室典範増補によって、王の臣籍降下（皇籍離脱）に関する規定が設けられた。佐佐木の皇室典範改正案は、明治四〇年の皇室典範増補と内容を異にするものではあるものの、旧皇室典範に基づく既存のあり方に何らかの変更を加えることを容認するという点では、同時代の帝室制度調査局の動きに先行する事例と理解することもできるだろう。

一 「佐佐木高行日記」に見る佐佐木高行の動向

ここでは、佐佐木高行の日記を手掛かりに、佐佐木が皇室典範改正案を提出するまでの動きを確認したい⁽¹⁶⁾。

明治三三（一九〇〇）年二月三日、宮内大臣官舎に向いた佐佐木は、田中光顕宮内大臣と会談し、佐佐木が養育主任を務める昌子内親王と房子内親王の縁組のことが話題となった⁽¹⁷⁾。候補となる皇族として想定されたのが、有栖川宮家の嗣子である栽仁王、北白川宮成久王に限られるなか、早く内々に決定して欲しいという佐佐木⁽¹⁸⁾に対して、田中宮相は「御尤ニテ大ニ心配」しているが、天皇からは「何トモ御沙汰」がなく困却していると答えている⁽¹⁹⁾。

さらに、相手として相応しい皇族がいる以上、「皇族ノ御方御縁組可然」とする佐佐木は、次のように主張す

る。旧皇室典範では「御継統ハ御男統」とされている。しかし、内親王と男性皇族との間に生まれた男子は、「御男統」では天皇と血縁的な距離があったとしても、「御女統」では近接するため、「遠キ御方」が皇位を継承するよりも適切ではないか。また、民法では、男女の差別なく「近キヲ以テ相続ノ順序」としていることから、「御人情」とも合致するものだという。佐佐木は、自身が養育主任を務める皇女と男性皇族との婚姻を望み、その利点として、生まれてくる男子が天皇との「御女統」から見た血縁上の親近性を有する点を強調する。

ちなみに、女性皇族の婚姻の相手をどのように選ぶのかという論点に関連するものとして、この時期、「皇室婚嫁内則」が構想されている。明治三二年八月に設置された帝室制度調査局は、皇太子の婚礼にあわせて、関係法令の整備を進めた。そして、明治三三年四月には、皇室婚嫁令が定められ、皇族の婚姻年齢（第二一条）、婚姻禁止の範囲（第二二条）などが規定された。ただし、旧皇室典範第三九条「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル」を踏まえ、皇室婚嫁令は、第二条「天皇皇后ヲ立ツルハ皇族又ハ特ニ定ムル華族ノ女子満十五年以上ノ者ニ限ル」としたもの、「特ニ定ムル華族」を具体化していなかった。そのため、「皇室婚嫁内則」が帝室制度調査局で検討された。⁽²⁰⁾ 帝室制度調査局総裁であつた伊藤博文の旧蔵文書（『伊藤公雜纂』）に含まれる内則は、次の通りである。

第一条 皇室典範第三十九条及皇室婚嫁令第二条ニ依リ皇室ニ於テ華族ト婚嫁ヲ為スハ本則ノ定ムル所ニ依リ門地高く血統正シキ家ヲ選フヘシ

第二条 皇后皇太子妃皇太孫妃ハ左ノ家ニ選フ

九条公爵家 近衛公爵家 一条公爵家 二条公爵家 鷹司公爵家

以上ノ家ニ於テ其ノ選ニ膺ルヘキ者ナキトキハ左ノ家ニ選フ

徳川公爵家 三条公爵家 岩倉公爵家 島津公爵家 毛利公爵家 島津公爵家 久我侯爵家 西園寺侯爵家

徳大寺侯爵家 花山院侯爵家 大炊御門侯爵家 菊亭侯爵家 広幡侯爵家 醍醐侯爵家 清棲伯爵家

第三条 親王妃ハ伯爵以上ノ家ニ選フ

王妃ハ子爵以上ノ家ニ選フ

第四条 内親王ノ嫁スルハ伯爵以上ノ戸主又ハ其ノ家督相続人ニ限ル

女王ノ嫁スルハ有爵者又ハ其ノ家督相続人ニ限ル

女性皇族の婚姻相手に関しては、第四条のように、内親王は伯爵以上の戸主またはその家督相続人、女王は有爵者またはその家督相続人に限るとされている。この「皇室婚嫁内則」については、伊藤博文から修正意見があったようである。伊藤は明治三三年九月に帝室制度調査局総裁を辞した後、一〇月には首相となっていた。伊藤の修正意見は「皇室婚嫁内則ニ対スル伊藤内閣総理大臣ノ意見」と記されており、帝室制度調査局総裁を辞した後のものと推測できる。伊藤の意見を踏まえた場合には、次の通りに修正し、全五条の構成となる。

第二条 皇后皇太子妃皇太孫妃ハ左ノ公爵ノ家ニ選フ

九条家 近衛家 一条家 二条家 鷹司家 徳川家

第三条 前条ノ家ニ於テ其ノ選ニ膺ルヘキモノナキトキハ時ニ臨ミ皇族會議ニ諮詢シ左ノ公侯爵ノ家ニ選フ

三条家 久我家 西園寺家 徳大寺家 花山院家 大炊御門家 菊亭家 広幡家 醍醐家

以上ノ家ニ於テ仍ホ其ノ人ヲ得サルトキハ前項ノ手続ニ依リ左ノ家ニ選フコトヲ得

岩倉公爵家 島津公爵家 毛利公爵家 島津公爵家

第四条 親王妃ハ第二条第三条ニ列挙セル公侯爵ノ家ニ選フ

王妃ハ子爵以上ノ家ニ選フ

原案第四条ヲ第五条ト改ム

伊藤の意見では、「皇后皇太子妃皇太孫妃ヲ選フヘキ家」は、旧五摂家と徳川公爵家を原則とする。そして、「其ノ選ニ膺ルモノナキトキ」は、三家家をはじめとした旧清華家、そして岩倉公爵家などの公爵家から、臨時の皇族会議によつて選定するとしている。清棲伯爵家が外されるなど、さらに限定されていることがわかる。ただし、女性皇族に関する規定は、特に修正はなされていない。

土方久元が佐佐木高行に語つた所では、天皇が有していた意向は、皇太子妃は「第一 皇族、第二 元五摂家、第三 元清華、第四 公侯」の家からというものであつたという。⁽²³⁾ 徳川公爵家の存在はあるものの、旧清華家とその他の家を区別しようとする点では、伊藤の意見の方が原案よりも天皇の希望を反映したものとなつてゐる。ただし、明治三十三年一二月、帝室制度調査局総裁心得の土方から天皇に上奏されたとされる内則は、全四条とされているため、上奏されている場合には、最終的に伊藤の意見を踏まえた修正はなされなかつた可能性が高いだろう。

その後、明治三十四年五月一七日には、佐佐木は徳大寺実則侍従長と次のような会話を行つてゐる。⁽²⁴⁾ 佐佐木によれば、ある新聞が伝えた風聞として、「桂宮ハ御直宮ノ御相続」であるため、内親王が桂宮を相続するといったもの

があるという。徳大寺は、桂宮のことについて、「或日何トナク御沙汰ニ桂宮ハ直宮ノ相統致候義ナレバ内親王ノ御中ヲ以テ御相統ニ相成養子ニテモ致シテハ如何トノ御事ヲ唯御当座ニテ拝承仕候」と答えている。

桂宮家²⁶は、光格天皇の皇子である盛仁親王、仁孝天皇の皇子である節仁親王と続き、その後、仁孝天皇の皇女である淑子内親王が継承した。そして、内親王が、明治一四年に未婚のまま、薨去し、桂宮家は断絶することになった。なお、明治天皇は、自身の男子に桂宮などの四親王家を継がせる意向を有していたともいう²⁷。

幕末に桂宮家を継いだ淑子内親王が未婚だったことは、皇女たちの婚姻に強い関心を有する佐佐木を不安にさせたのかもしれない。佐佐木は、民法では「一般臣民ハ女子ニテモ男子同様相統」ができるとした上で、明治天皇の皇女と男性皇族との間に生まれた男子、すなわち「御男統ハ遠クテモ御女統ハ近ク乍恐今上陛下ヨリハ御外孫」が皇位を継承することは、「他ノ皇族方ノ御血統御近キ（今日ハ近キ御血統ハ不被為在候）御方」よりも、「御人情ニモ近」いと述べている。そして、「制度御取調ノ場合ナレバ」、皇室典範を改正した方がよいとする。ただし、佐佐木自身は「内親王ノ御用」も務めているため、徳大寺から周旋があれば、他からの疑念もないという。佐佐木の意見に対して、徳大寺は「成程御尤」と応じたと佐佐木は日記に記している。さらに、六月一二日に徳大寺の面会した際²⁸にも、佐佐木は「内親王方皇族ト御結婚ニテ御誕生ノ王子ハ御男統ハ遠クトモ御女統ハ尤モ近ク候ヘバ御大統御嗣ノ御順序ヲ御改正有之度」と発言し、徳大寺から「御同感」との反応を得たようである。

明治天皇の皇女たちと男性皇族との婚姻が持つ利点として強調された、天皇と「御女統」での血縁上の親近性を持つ「御外孫」という存在をめぐって、ここで、皇室典範の改正によってその地位を位置づけようという発想が出てきた。なお、同時期、帝室制度調査局の活動については、「将来の事業としては皇族令の如き諸種の方面より審査するの必要あり民法上及民事訴訟上等に関する各般の規定をも為さる可らず」と報じられている²⁹。

その後、佐佐木の皇室典範改正案の具体化の動きは、明治三四年一〇月に進展を見せる。³⁰一〇月九日、佐佐木は、岩倉具定（侍従職幹事）にも意見を述べたものの、岩倉は徳大寺から特に話を聞いていないようであった。佐佐木としては、まずは徳大寺や岩倉などが内々に彼らの意見として天皇に奏上し、天皇の意向を伺った上で進めていきたいと考えていた。一〇月一六日、岩倉から書面で提出してもらえれば、「能々評議可致」と示唆された佐佐木は、一〇月一八日、「引用者註…日記では空欄」ヲ呼ビ、「書取ヲ極密ニ取調」させた。そして、一〇月一九日に佐佐木に提出された案は、一〇月二一日、佐佐木の子息である高美によつて修正と清書が行われ、一〇月二二日、佐佐木は高美による清書を受け取った。

佐佐木は、一〇月二三日、完成した覚書を岩倉に提出した。岩倉によれば、徳大寺から土方に内話した所、土方は「皇室典範ノ精神ニ違ヒ候間、六ヶ敷事ナラン」と答えたという。佐佐木は「成程精神ニ違フハ無論ナレバ其精神ヨリ御改正ヲ望ム所以ナリ」として、提出した覚書を一度戻して「更ニ其精神ノアル処ヲ分明ニ書記シ候ハ、可然歟」と再考することにした。覚書の返付については、一〇月三〇日、徳大寺とも佐佐木は話をしている。そして、明治三五年一月一二日、佐佐木は皇室典範改正案に関する覚書を、あらためて高美を通して徳大寺に提出した。³¹

二 佐佐木高行の構想

ここでは、佐佐木高行の皇室典範改正案について、佐佐木の日記の記述を踏まえながら、紹介する。なお、佐佐木が明治三五（一九〇二）年一月に提出したという皇室典範改正案に関する覚書は、佐佐木の日記の記述に加

えて、「明治天皇御手許書類」と称される文書群に含まれており、臨時帝室編修局によつて謄写がなされている（内大臣府文書⁽³²⁾）所収）。

先行研究によれば、「明治天皇御手許書類」は、侍従職で保管されていたものが大正元（一九一二）年一〇月、内大臣府に下付されたものである⁽³³⁾。そして、大正三年に内大臣府、昭和三（一九二八）年から昭和五年にかけて、明治天皇御手許書類取調掛が整理作業を行った。その後、「明治天皇御手許書類」は、内大臣府の管理を離れ、侍従職および図書寮などの共同で管理することとなり、図書寮への引継ぎは、昭和一〇年三月に完了した。

「明治天皇御手許書類」の大正期の整理では、「天号」（「御内廷」で保存されるべきだと認められるもの）、「地号」（参考用として一定の部局で保存する必要があると認められるもの）、「人号」（焼却されるべきもの）の三種類に大別されている⁽³⁴⁾。さらに、昭和期の整理では、第一種（「極めて重要ナリト認メラルモノ」）、第二種（明治天皇の手許に留め置かれていたと認められるが、「次順位ト為スヘキ御書類」）、第三種（侍従職や内大臣府の文書と認められる書類および書籍など）の三種に分類がなされた⁽³⁵⁾。

佐佐木が提出した皇室典範改正案に関する覚書は、大正期の目録⁽³⁶⁾では「天号」の「中ノ二」（文書（皇室））、昭和期の目録⁽³⁷⁾では「第一種」の「第一門 大政 一」に含まれる。昭和期の目録については、「第一種」に分類される文書の詳細目録⁽³⁸⁾が作成されており、佐佐木の覚書も記されている。概要の説明は、次の通りである。

高行ガ時ノ天皇ニ皇直系ノ皇子孫共ニ在サラム時ノコトヲ想ヒ奉リ皇室典範ノ一部第一条及ビ第三条ヲ改正シテ皇位継承ノ順位ノ中ニ皇族ニ婚嫁シタル女系ノ男子即チ皇外孫及ビ其子孫ヲ皇男子皇長孫皇次子及ビ其子孫ノ次位ニ置カレンコトヲ希フノ意見ニシテ添フルニ改正私案ヲ以テス

「内大臣府文書」所収の覚書（佐々木高行皇室典範一部改正私案⁽³⁹⁾）の内容は、この目録の情報と合致する。覚書に記された皇室典範改正案の具体的な条文は、次の通りである。

第一条 大日本帝国ノ皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子又ハ皇族ニ婚嫁シタル女系ノ男子ヲ以テ継承ス。

第三条 皇長子在ラザルトキハ皇長孫ニ伝フ。皇長子及び其子孫在ラザルトキハ皇次子及び其子孫ニ伝フ。皇次子及び其子孫亦在ラザルトキハ皇族ニ婚嫁シタル皇外孫及び其子孫ニ伝フ。

なお、佐佐木の日記では、次のように記されている。

第一条 大日本帝国ノ皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子又ハ皇族ニ婚嫁シタル女系ノ男子ヲ以テ継承ス。

第二条 皇長子在ラザル時ハ皇長孫ニ伝フ。皇長子及其子孫アラザル時ハ皇次子其子孫ニ伝フ。其子孫皆アラザル時ハ皇族ニ婚嫁シタル皇外孫及び其子孫ニ伝フ。

第三条 皇長子在ラザルトキハ（原書重複ニ付削除⁽⁴⁰⁾）

旧皇室典範の規定は、第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」、第二条「皇位ハ皇長子ニ伝フ」、第三条「皇長子在ラザルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラザルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス」とあるため、「内大臣府文書」に所収されたものの方が、改正案としては、より妥当と考えられる。

佐佐木の改正案は、男系男子による継承を維持した上で、「皇族ニ婚嫁シタル女系ノ男子」を皇位継承の資格に位置づける（改正案第一条）ものである。旧皇室典範では、男系男子による継承が規定され、皇長子、皇長孫およびその子孫、皇次子とその子孫、その他の皇子孫が途絶えた場合に、皇兄弟とその子孫、さらに皇伯叔父とその子孫へと継承される。ただし、留意すべきは、旧皇室典範が定められた際には、皇兄弟や皇伯叔父は存在しなかったことである。⁽⁴²⁾ 佐佐木の改正案が作成された時点では、明治天皇の皇孫は裕仁親王のみであった。そこで、改正案では、その他の皇子孫に次いで「皇族ニ婚嫁シタル皇外孫及び其子孫」への継承を行う（改正案第三条）とする。

佐佐木の意見について、内容を網羅したものではないが、もう少し詳しくみていきたい。⁽⁴³⁾ 明治三五年一月の佐佐木の覚書⁽⁴⁴⁾によれば、旧皇室典範の下では、「遠き将来に於てもし時の天皇に皇直系の皇子孫共に在さざらむ」場合、「皇女即内親王の御系統」は考慮されない。しかし、皇女である内親王が皇族と婚姻し、その間に生まれた男子がいた場合、「正しく皇外孫なれば皇女系よりは僅に三等親の御方」である。にもかかわらず、この男子ではなく、「爾余の皇族」が皇位を継承したとすれば、外祖父にあたる天皇、母である内親王はいかなる思いを有するだろうか。また、「時ノ臣民」も、「皇血縁」の親疎を重視して「皇族に嫁し玉へる内親王の皇外孫」がいたならば、「此の御方を先づ現人神とも天神とも仰ぎ奉らむ」のではないかと佐佐木は指摘する。「私情に打勝公けに示し給へる法をば正しく行はせ給はむはいと難有き大御心」ではあるけれど、「情に合し義に適ひてぞ天下の至道正法」⁽⁴⁵⁾とも言えないか。

加えて、旧皇室典範は、民法（明治民法）が制定、施行される以前に定められたものである。佐佐木によれば、民法では、家督相続権について「重きを血族干係の遠近」に置き、「女子なりと雖も法定の推定相続人は他家に入

り、又は一家を創立することを得ず」というように、「臣庶の女すら其權利」を重視するようになったという。

明治三四年一〇月に提出した覚書は、民法について、より具体的な規定を挙げている。⁽⁴⁶⁾ 佐佐木は「大権ノ発動ニ依テ執行セラレタル法律ハ其精神ニ於テ皇室家法ノ参照トナシ情理ノ如何ヲ攻究スルモノ亦無益ニアラザル信ズ」と述べる。そして、民法は「相続権ニ関シ尤モ重キヲ血族干係」に置くものだとし、民法第七四四条「法定ノ推定家督相続人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相続ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス」に言及する。佐佐木によれば、「戸主ニ男子ナクシテ女子アル時ハ、之ヲ他ニ婚嫁セシメテ如何ナル近親ヨリト雖ドモ他ヨリ養子ヲナシ之ニ家督相続ヲナシムルヲ得ザルナリ」とされる。なお、「法定ノ推定家督相続人」は「其家ニ在ル直系卑属」であり、民法第九七〇条の規定によつて「相続権ヲ有スル者」である。⁽⁴⁷⁾

民法第九七〇条は、「被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ家督相続人ト為ル」として、①親等の近い者を先にする、②親等が同じ者の間では男を先にする、③同親等の場合、男相互または女相互の間では嫡出子が庶子に優先する、④親等が同じ嫡出子、庶子、私生子では、嫡出子と庶子が私生子に優先する、⑤前四号で決まらない場合には、年長者を先にするとしてゐる。⁽⁴⁸⁾ 佐佐木は、特に、この規定の第一号と第四号に注目する。

さらに、民法第九八二条は、「法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族会ハ左ノ順序ニ従ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス」とあり、その順序は、①「配偶者但家女ナルトキ」、②兄弟、③姉妹、④「第一号ニ該当セサル配偶者」、⑤兄弟姉妹の直系卑属とされていた。⁽⁴⁹⁾ 奥田義人によれば、「家女ニシテ被相続人ノ配偶者タル者」とは、「被相続人ノ養父又ハ養母ノ実子タル女」であり、「其家ニ付テハ血統者ナルカ故ニ推定又ハ指定ノ家督相続人タル者ナキ場合ニ家督相続人ヲ先ツ之ニ選フ」とされて

いる。⁽⁵⁰⁾ 佐佐木は、この規定を「家女ノ權利ヲ尊重」するものと指摘する。

こうした民法に関する理解を踏まえ、佐佐木は、「絶対無限ニ尊貴ナル皇位」を「私人ノ所謂家督ナルモノ」と同一視すべきではないとしつつも、「理ニ於テハ類似ノ点ナシトナサズ」と述べる。そこで、女性による皇位継承を排除しつつも、「血族干係ノ上ヨリシテ女系」を皇位継承の順位で「一大要件」とすることは「理ト情トノ上ニ至当ノコト」だと信じるという。

おわりに

ここまで、明治三〇年代の佐佐木高行が構想した皇室典範改正案について、佐佐木の日記を手掛かりに紹介を行った。無論ながら、本稿の内容は、佐佐木の日記の記述に依拠する所が多く、そこに大きな課題を有していることは言うまでもない。また、佐佐木の提出後の動きなど明らかでないことも、多々残されている。

佐佐木は、明治天皇の皇女である内親王たちの婚姻問題への関心を背景に、本稿で見たような皇室典範改正案を構想した。佐佐木の構想は、皇女たちの婚姻の相手として、華族ではなく、皇族が相応しいということを補強するためのものでもあった。

これまで述べたように、佐佐木の皇室典範改正案は、男系男子による皇位継承という旧皇室典範の皇位継承のあり方を前提に、皇女である内親王と男性皇族との間に生まれた男子の系統（「皇族ニ婚嫁シタル皇外孫及其子孫」）について、皇位継承の順位を変更して、より上位に位置づけようとするものだった。天皇（特に明治天皇）との男系のみならず、女系をも含めた血縁の親疎を重視する考え方である。ただし、女系という表現はあるもの

の、皇族同士の婚姻を想定しており、男系男子による皇位継承を変更しようとするものではない点には、注意を要する。また、旧皇室典範が定められた後に制定された民法を援用する佐佐木の議論は、法制度の変遷を前提に、人々の「情」や「人情」といった観点も動員するものだった。

こうした特徴を有する佐佐木の皇室典範改正案は、男性皇族が誰と婚姻するかによって、誕生する男子の皇位継承順位に変動を生むものであった。皇位継承において天皇の意向を制約しようとしていた旧皇室典範に対して、佐佐木の構想は、皇女の婚姻相手となる男性皇族の選定という経路を通じて、皇位継承をめぐる皇室の家長である天皇の意向が反映される可能性を秘めていたと捉えられる。さらに、佐佐木の構想が、あくまで明治天皇とその皇女たちを想定して生み出されたものだという点にも留意したい。皇位継承をめぐる構想は、その時々、の皇室の置かれた状況からどの程度、自由であり得るのか、あらためて考えてみる必要があるのかもしれない。

〔附記〕 本稿は、JSPS 科研費19K13338、24K16161による研究成果の一部である。また、本稿の内容の一部は、二〇二一年度九州史学会大会日本史部会（二〇二一年二月二日）にて「明治四〇年皇室典範増補前史——佐佐木高行の皇室典範改正論を中心として——」として報告を行ったものである。

註

引用に際しては、原則として、漢字は常用漢字にあらため、仮名遣いはそのままとし、適宜、句読点と改行を施した。また、罫字、平出などは省略した。法令などは、『官報』、国立公文書館所蔵「御署名原本（明治）」を参照した。宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵「特定歴史公文書等」については、「目録名称」（識別番号）のみを記載した。インターネット上の情報は、二〇二六年一月二九日時点のものである。

- (1) 安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記』北泉社、二〇〇三年。以後、同書は『佐佐木高行日記』と表記する。日記の名称「かざしの桜」については、同書七頁を参照。『明治聖上と臣高行』によれば、佐佐木の遺稿の一つである「かざしの桜（自筆本）」（一〇冊）は「宮中及御教育上の事を記せし秘録（門外不出）」である（津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑会、一九二八年、一〇三三頁）。なお、佐佐木については『明治聖上と臣高行』に加え、笠原英彦『天皇親政』中央公論社、一九九五年、「佐佐木高行略歴」東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』二二、東京大学出版会、一九七九年などを参照。
- (2) 『佐佐木高行日記』、四頁。
- (3) 西川誠『天皇の歴史』七、講談社、二〇一八年（二〇一一年初出）、二九九～三〇〇頁。なお、西川は「内親王と結婚した皇族の継承順を上げる典範改正案」（同書、二九九頁）としているが、本稿で論じる明治三五年一月の佐佐木の皇室典範改正案は、男性皇族と天皇の皇女である内親王との間に生まれた男子の皇位継承順位に注目するものである。
- (4) また、旧皇室典範では、皇子から皇玄孫までの男を親王、女を内親王とし、すでに親王宣下を受けていた皇族を除き、五世以下は王・女王とする（旧皇室典範第三一条、第五七条）。
- (5) 臨時帝室編修局の文書群については、堀口修「『明治天皇紀』編修史料の一斑」『明治聖徳記念学会紀要』復刊五七、二〇二〇年が詳しい。
- (6) 齋藤伸郎「佐佐木高行日記群の全貌」『日本歴史』七九九、二〇一四年。あわせて、齋藤伸郎編「佐々木高行日記抜書」『国士館史学』二七、二〇二三年も参照（同日記は、齋藤の分類では、「②宮内拔書本」に該当する）。
- (7) 「佐々木高行日記明治26―38年／1／大正」(35115) から「佐々木高行日記明治26―38年／14／大正」(35128)。なお、齋藤も指摘するように、日記には「佐侯誠忠録」とある（齋藤、前掲「佐佐木高行日記群の全貌」四五頁）。臨時帝室編修局は、大正六年に津田茂麿から「佐侯誠忠録」七冊を借用している（第五四号 津田茂麿ヨリ図書借用ノ件）（『明治天皇紀編修録大正6年』(11261) 所収）。
- (8) 「佐々木高行日記抄慶応3.1.4-明治38.1.12/37／大正」(36891) から「佐々木高行日記抄慶応3.1.4-明治38.1.12/50／大正」(36904)。
- (9) その他に、「⑨宮内重複本」(「佐々木高行日記明治27、28年／大正写」(35114))、「②宮内拔書本」(「佐々木高行日記抜書明治24―30年／大正元年」(35113))がある。
- (10) 小田部雄次『皇族に嫁いだ女性たち』角川学芸出版、二〇〇九年、五二～六三頁、伊藤之雄「最も期待された皇族東久邇宮」

千倉書房、二〇二二年、四五～四八頁など。

- (11) 前掲、『佐佐木高行略歴』『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一二、二七九～二八〇頁。
- (12) 浅見雅男『大正天皇婚約解消事件』KADOKAWA、二〇一八年（二〇一〇年初出）。不妊の可能性が危惧されたことについては、森暢平『天皇家の恋愛』中央公論新社、二〇二二年、四四～四七頁を参照。
- (13) 森、前掲、四八頁。
- (14) 浅見、前掲、一二三～一二四頁。
- (15) 西川、前掲、三〇〇～三一〇頁など。帝室制度調査局の活動と皇室典範増補に関する先行研究については、国分航士『明治後期における皇位継承をめぐる制度構想』笠原英彦・小川原正道編著『天皇と皇室の近現代史』慶應義塾大学出版会、二〇二五年を参照。
- (16) 以後、断りがなければ、宮内公文書館所蔵の佐佐木高行の日記（『佐佐木高行日記』と呼称する）から引用した。また、『佐佐木高行日記』も適宜参照した。
- (17) 各日記の典拠については、次の通りである。明治三二年一月～六月は「佐々木高行日記明治26－38年／8／大正」(35123)、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/44/大正」(36896)、「明治三二年七月～十二月は「佐々木高行日記明治26－38年／9／大正」(35123)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/45/大正」(36899)、「明治三三年は「佐々木高行日記明治26－38年／10／大正」(35124)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/46/大正」(36900)、「明治三四年一月～六月は「佐々木高行日記明治26－38年／11／大正」(35125)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/47/大正」(36901)、「明治三四年七月～十二月は「佐々木高行日記明治26－38年／12／大正」(35126)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/48/大正」(36902)、「明治三五年は「佐々木高行日記明治26－38年／13／大正」(35127)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/49/大正」(36903)、「明治三六年～明治三八年は「佐々木高行日記明治26－38年／14／大正」(35128)」、「佐々木高行日記抄慶応3.1.4－明治38.1.12/50/大正」(36904)である。
- (18) 以後の佐佐木と田中の会談の内容は、『佐佐木高行日記』明治三三年二月三日条。
- (19) 関連する記述として、『佐佐木高行日記』明治三三年三月二日条なども参照。
- (20) 佐佐木は、同様の懸念を岩倉具定に対しても表明している（『佐佐木高行日記』明治三三年二月五日条）。

森、前掲、四〇～四四頁。森によれば、この内則は実際には制定されなかった。

- (21) 「皇室婚嫁内則」伊藤博文文書研究会監修『伊藤博文文書Ⅱ 伊藤公維纂』七、ゆまに書房、二〇一五年、四一九～四二四頁。
- (22) 「皇室婚嫁内則」対スル伊藤内閣総理大臣ノ意見」(「皇室誕育令關係」(91919) 所収)。
- (23) 「佐佐木高行日記」明治三二年四月八日条。
- (24) 「帝室制度調査局総裁心得土方久元皇室婚嫁令内則案奉呈二閱スル上奏書」(「内大臣府文書明治33年／2／昭和4／7年」(36136) 所収)、「帝室制度調査局総裁心得土方久元皇室婚嫁内則案捧呈二閱スル上奏書」、「皇室婚嫁内則」(「明治天皇内廷御書類目録 第一種詳細目録9／昭和5年」(37219) 所収)。
- (25) 「佐佐木高行日記」明治三四年五月一七日条。佐佐木は、内親王が「伊勢斎宮」となるといふ風聞にも言及している。
- (26) 所功「皇室典範と女性宮家」勉強出版、二〇一二年、四四～四六頁、山田敏之「旧皇室典範における男系男子による皇位継承制と永世皇族制の確立」『レファレンス』八〇八、二〇一八年、一三頁などを参照。
- (27) 河村浩「宮家相続問題と岩倉具視」『史料』六二、一九八三年、森、前掲、一二～一三頁。また、後年での「故桂宮ノ御称号」に言及した「佐佐木高行日記」における記述として、「佐佐木高行日記」明治三六年三月二日条を参照。
- (28) 「佐佐木高行日記」明治三四年六月二二日条。
- (29) 「帝室制度調査の進行」『読売新聞』一九〇一年四月一五日、六面。
- (30) 以後、明治三四年一〇月の佐佐木の動きは、「佐佐木高行日記」各同日条。
- (31) 「佐佐木高行日記」明治三五年一月一二日条。
- (32) 「明治天皇御手許書類」と「内大臣府文書」については、辻岡健志「内大臣・内大臣府の文書管理」国立公文書館『アーカイブ修訂Ⅲ修了研究論文集 平成二五年度』二〇一四年、白石烈「明治・大正両時代の「御手許写真」と明治天皇御手許書類」宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館編『明治天皇 邦を知り国を治める』菊葉文化協会、二〇一五年、堀口修「明治天皇御手許書類」の基礎的研究」『大倉山論集』六一、二〇一五年、荒船俊太郎「深谷博治旧蔵文書の研究」『国文学研究資料館紀要』一二、二〇〇六年、真辺将之「内大臣府文書(明治天皇御手許書類)に関する基礎的研究」『近代史料研究』九、二〇〇九年などを参照。
- (33) 整理の時系列については、特に辻岡、前掲、白石、前掲を参照。
- (34) 「内大臣府保管 明治天皇内廷御書類目録1／大正写」(37219)。分類の詳細は、堀口、前掲「明治天皇御手許書類」の基礎的研究」に紹介されている。堀口は、「人号」は焼却となっているものの、何らの処分もされず、そのままになったのではないかと

推測している（二七八頁）。

- (35) 「明治天皇内廷御書類目録第1種件名目録／昭和5年」(37208)。
- (36) 「皇室典範一部改正ニ関スル佐々木伯爵意見」〔内大臣府保管 明治天皇内廷御書類目録 1〕(32092) 所収。
- (37) 「皇室典範一部改正ニ関スル佐々木高行意見書」〔明治天皇内廷御書類目録第1種件名目録／昭和5年〕(37208) 所収。
- (38) 「皇室典範一部改正ニ関スル佐佐木高行意見書」〔明治天皇内廷御書類目録 第1種詳細目録1／昭和5年〕(37211) 所収。
封筒（袋）の情報については、表書は「徳大寺侍従長（高行筆）」、裏書は「佐佐木高行（同上）」とある。
- (39) 「佐々木高行皇室典範一部改正私案」〔内大臣府文書明治40年／9／昭和4／7年〕(36145) 所収。
- (40) 「佐佐木高行日記」明治三十五年一月二二日条。なお、『佐佐木高行日記』では、第三条に抹消線が引かれていない（四七一頁。原本である早稲田大学図書館特別資料室所蔵「佐佐木高行日記」も同様である）。
- (41) その他の旧皇室典範の關係する条文は、次の通りである。
 - 第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆存ラサルトキニ限ル
 - 第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ
 - 第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆存ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ
 - 第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ
 - 第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- (42) 小田部雄次『近現代の皇室と皇族』敬文舎、二〇一三年、八二―八三頁。明治二年二月時点の皇位継承順位の第一位は皇太子、第二位は有栖川宮熾仁親王であり、伏見宮系では、伏見宮貞愛親王の第五位が最高位である（森暢平『近代皇室の社会史』吉川弘文館、二〇二〇年、五六―五七頁）。
- (43) 本稿で紹介できなかった内容の一例として、佐佐木は、過去の女性天皇の事例、特に古代の皇位継承にも言及しており、「古来女系ト雖ドモ皇位継紹ノ上ニ尊重セラレシモノ」とも捉えている（『佐佐木高行日記』明治三十四年一〇月二三日条）。
- (44) 「佐々木高行皇室典範一部改正私案」〔内大臣府文書明治40年／9／昭和4／7年〕(36145) 所収。あわせて「佐佐木高行日記」明治三十五年一月一二日条も参照。
- (45) 明治三十四年一〇月の覚書においても、佐佐木は「皇女系ヲ以テ皇位継承ノ順序ニ於テ一大要件」として加えなければ、「尊貴ナ

ル皇外孫」がいても、「皇室典範ニ於テ明記スル所ナキ」がために、「一家ニ尤モ血縁近キ者アルニモ拘ラズ、他同族中ヨリ（併モ尤モ遠キ）養嗣子ヲナスガ如シ」事態となり、「頗ル人情ヲ没却シタルノ嫌」があると述べている。また、前者と後者では、「臣民欽仰ノ程度」においても同一視できないと指摘する（『佐佐木高行日記』明治三四年一〇月二三日条）。

(46) 「佐佐木高行日記」明治三四年一〇月二三日条。

(47) 梅謙次郎『民法要義』卷之四、和仏法律学校、一八九九年、三九〇―四一頁。

(48) 梅謙次郎『民法要義』卷之五、和仏法律学校、一九〇〇年、二六〇―三四頁。

(49) 梅、同右、六六〇―六九頁。

(50) 奥田義人講述『相統法 完』中央大学、一四八―一四九頁。